

氏名又は
名称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した _____ 年分贈与税の _____ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「加算税の基礎となる税額」(又はその基礎となる金額)は、この計算明細書により計算しています。

		A	B	C	D	E	F
		前の額	後の額	隠蔽又は 偽装部分の 金額	装 束 等 の 偽 装 等 の 金 額 等 の 金 額	非 正 当 の 事 由 額	正 当 な 事 由 に あ る 金 額
暦 年 課 税 分	特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①	円	円	円	/	/	/
	一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②						
	配偶者控除額 ③						
	暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③) ④						
	基礎控除額 ⑤	,000	,000				
	⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥	,000	,000				
	⑥に対する税額 ⑦						
	外国税額の控除額 ⑧						
	医療法人持分税額控除額 ⑨						
	差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩						
相 続 時 精 算 課 税 分	(特定贈与者氏名) ⑪	円	円	円	/	/	/
	課税価格						
	特別控除額 ⑫						
	⑫の控除後の課税価格(⑪-⑫) ⑬	,000	,000				
	⑬に対する税額 ⑭	00	00				
	外国税額の控除額 ⑮						
合 計	課税価格の合計額(①+②+⑪) ⑰	円	円	円	円	円	円
	差引税額の合計額(⑩+⑮) ⑱	イ	ロ	ハ	ニ	00	00
増 差 税 額	⑲	⑳(ローイ)	㉑(⑲-⑳)	㉒(ハ-イ)	㉓(㉑-㉒)	㉔(ニ-イ)	㉕(ローイ)
加算税の基礎となる税額 ㉖			(重加算税分) 1万円未満の端数切捨て 円 0,000		(過少(無)申告加算税分) 1万円未満の端数切捨て 円 0,000		

(注) 1 「㉑-㉒」とあるのは、隠蔽又は偽装部分の金額がない場合には「㉑-㉒」として計算しています。なお、「加算税の賦課決定通知書(通知用)」等の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「㉑-㉒」欄の金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。
 2 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。
 3 特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑮」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑮の合計額」として計算しています。